

平成30年6月12日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：16

【 案 件 】

1. 新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について

○委員長

ただいまから、経済体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

本日の進め方ですが、施設ごとに分け、審査を行い、順序といたしましては、筑豊ハイツ、新体育館、地方卸売市場の順で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、筑豊ハイツに関して、「庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画の見直し」等について、執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画の見直しについてご説明いたします。

筑豊ハイツの再整備につきましては、本年1月に再整備事業計画を策定し、民設民営による整備事業者の公募を行いました。応募者がなく、不調に終わったことから、今回、公設民営に方針転換を行い、再公募に向けて、再整備事業計画の見直しを行うものです。

公設民営の整備に当たりましては、事業費が大きくなることから、財源の確保が必要となりますが、可能性調査を行わないBTO方式やBOT方式では地方債の対象となりません。また、従来の公共事業の方法で発注しますと、事業期間が長くなります。今回、財源として地方債を確保しつつ、再整備の事業期間の短縮を図るため、パブリックプライベートパートナーシップ、いわゆるPPP方式の一つの手法であるDBO方式にて事業を進めようとするものでございます。

筑豊ハイツ資料1の「筑豊ハイツ整備事業計画見直し」のファイルをお願いします。「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画見直し案（骨子）」でございます。再整備に当たっての基本理念の（1）では、車いすテニス大会運営の支援機能を有する施設に、昨年度策定しました嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画のことを追加しまして、（3）では、改定前から整備計画やプロポーザル実施要領において景観及び環境について配慮すべきことを掲載しておりましたので、改めて景観や環境保全に配慮した施設を追加しました。

次の基本方針におきまして、冒頭で報告させていただきましたとおり、大きく見直しを行っております。まず、（4）の整備方法の②であります。改定前は多目的ホールと一体となった宿泊施設を民間で整備するものとし、多目的ホールのみ市が整備後に購入することとしておりましたが、今回、宿泊施設等の整備を市が公共発注します公設民営の事業に改め、その手法をDBO方式とするものでございます。DBO方式については後ほど別の資料でご説明いたします。（1）の整備する新施設につきましては、①でスポーツ合宿や研修等の受け入れが可能な宿泊施設と定義しておりますのは適債性を確保するためであり、改正前はホールを多目的ホール1つとしておりましたが、小ホールを加えております。この小ホールについては、改正前では多目的ホールの一部をナショナルトレーニングセンター用に活用できるよう考えておりましたが、今回、その機能を常時発揮できるようにするため加えるもので、その分、多目的ホールの面積を減少することで、今後作成しますプロポーザル実施要領で整理するよう考えております。また、単純に宿泊施設を整備するだけでは、たとえ市が施設を整備しても収益が上がらないとの事業者ヒアリングを踏まえまして、事業者が提案する施設を市が整備することと

しております。(2)の事業期間は事業者が参入していただきやすいよう、30年から20年に改めております。(3)の計画用地につきましては、現筑豊ハイツ敷、もしくは現県営筑豊緑地エントランス駐車場敷のいずれかで募集することとしております。

続きまして、DBO方式についてご説明します。筑豊ハイツ資料3の「筑豊ハイツ再整備事業DBO方式概念図」のファイルをお開き願います。

庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業DBO方式でございます。DBO方式は設計、工事監理企業、施工企業、維持管理運営企業が1つのグループをつくり、このグループと施設の整備及び管理運営に関する基本協定を締結しまして、施設の設計、施工、工事監理、維持管理運営をグループのそれぞれの企業に随意契約にて発注するものであります。先進地の事例を見ますと、設計、工事監理企業と施工企業については、指名登録を条件とするケースと指名登録を条件としないケースがありますが、今回、本市においては、指名登録を条件として設定することとしております。今回、DBO方式にて整備しようとしておりますのは、建設事業における従来の公共発注では、設計期間や工事期間を行政において事前に定めなければなりません、この方式であれば、事業者の提案期間にて設計や工事を発注することができますので、期間の短縮とコスト縮減が図れます。また、あくまで行政の発注でありますので、地方債のメニューに適合する建設事業であれば地方債を起債することができますので、事業の財源が確保できることとなります。

続きまして、筑豊ハイツ資料2の「筑豊ハイツスケジュール」のファイルをお願いします。庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画スケジュール案でございます。

筑豊ハイツの再整備につきましては、6月議会に関連予算と市道認定議案を追加提案させていただきしております。議案が可決されましたら、第1回事業者選定委員会を7月上旬に開催し、約1カ月の公募期間を設けまして、第2回事業者選定委員会を開催し、事業者グループの決定、基本協定の締結を考えております。その後、事業者グループの設計企業に随意契約にて基本設計・実施設計契約を締結いたします。

以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画の見直しについての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明を含め、筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

厳しい中での新しい提案が出たわけですが、確かに、2020年へ向けて急いで整備をしたいという気持ちは非常にわかります。ただ、片方では、急いではことをし損ずるという言葉がありまして、そのようにならないのかなという懸念を多少持っているところであります。今回の提案についてなんですけれど、先ほど、新施設の事業期間30年間の事業計画で前は公募したところを、今回20年にしたというお話がありました。大きくやり方が変わって、今までは民間の方々に、民間事業者に施設を整備していただいて運営していただくということでした。ですので、ある意味、そのリスクに関しては、民間事業者がおられるわけですよ。今回は公設民営となるわけです。そうすると、事業資金に関しては、公のほうで、飯塚市のほうで用意をして、やる形になるわけですよ。そうすると、本当にここが20年間きちんと運営していただけるのかということの方がリスクとなるかと思うのですが、その辺りについてはどのようにリスク管理を行っておられるんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

その懸念はごもっともなところかと思えます。実際に事業を行っていただく上では、施設整備に関しましては市のほうで行いますけれども、当然ながら民間のほうの投資というものもございます、運営する上での。そういった点も考慮をするようにしておりますし、また、プロ

ポータルの実施要領の中での整理になりますけれども、事業を行っていただく上での条件等を整理していきたいと考えております。

○江口委員

その条件はどのように考えておられるのかというところをお聞きしたいんですね。それが見えないと、本当にやっていただけるかどうか。大きい金額を飯塚市としては投資する形になるわけです。やり始めたのだけれど、現実にはやれないということで手を引かれたと。そうすると、丸々浮いてしまうんですね。急ぐのはわかるのだけれど、その点きちんとつぶして、リスクはつぶしていかなくてはならないと思っていますので、その条件についてはどのようにお考えですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 12

再開 10 : 13

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

事業期間のご質問でございますが、前回の整備計画では30年というふうにしておりました。前回の選定委員会の中でも、選定委員さんのほうからご質問がございまして、30年というのはいちよと長いのではないかと。いわゆる、その事業者のほうのリスクがあつて、かなり厳しいのではないかとというご意見もございました。事業者とのヒアリングを行う中でも、やはりこの業界と申しますか、こういう業界では10年以下ではもうシミュレーションがとれないと。20年がベストではないかという情報もいただいたところの決定でございます。ただし、その縛りをどうするかというのは、今後検討していかねばならないかなというふうには考えているところでございます。

○江口委員

条件というのが全く見えないわけなんです。お話の中で、民間事業者にやっていただくんだ。他方では、主体としては3つになるわけですね。資料3を見ると、設計、ここは、1業者が出てくる。そしてまた建設が出てくるわけでしょう。その中には施工と工事管理が入るのか、そして、管理運営となると、4つも主体が出てくるわけですが、これに対して、ばらばらに契約するというお話がありました。となると、ある意味、それぞれはそれぞれのリスクだけをとればいいという話になるんですね。例えば、設計をする事業者に関しては、トータルでのグループを組んでと言うんだけど、現実的なグループを組んでいるのではなくて、その一部分だけを請け負うというふうな形ですね。全体で1つのグループとして、そこを契約をして、そこに対して20年間やっていただくというような形があれば、ある意味、一緒に責任を負わなくてはならない主体はふえるので。リスクヘッジにはなるかと思うんですが。そういったことを考えなかったのが1点。

あとは、あわせて民間の活力を使いたいというお話をなされました。前回の分でもそういった部分を生かそうとして公募したわけです。今回また、ぎりぎりの日程の中で、もう一遍チャレンジをしようとする。もう一遍チャレンジをしようとするのは大切だと思うんだけど、そのときに設計者なり建設、そして工事管理というところに関して、指名業者という縛りが出てきているわけです。管理運営については、指名登録要件なしと書いてありますが、本市の文化活力を本当に生かしたい、急いでやりたいと思えば、そのあたりについても外すという決断があり得たのではないかと思います。そのあたりについてはいかががお考えですか。

○都市施設整備推進室長

責任分担のご質問でございますけれども、確かに、DBO式では、デメリットはございます。デメリットといたしましては、質問委員言われますように、設計管理、それから建設の契約、

それから維持管理運営が別個の契約になるということで、責任分担が不明確になるというデメリットがございます。しかしながら、この分につきましては募集要項等の中で、いわゆるリスク分担の分別、区別を、峻別をいたすというところで回避をしたいということと、基本協定がその部分で重要な役割を果たすのではないかというふうに思っております。それから指名登録の問題でございますが、指名登録の条件を課さないということになれば、いろいろな事業者からの応募があるわけございまして、経営状況まで、私どものほうで選定委員会の中で、その分を審査することはかなり厳しい状況でございますので、本市の指名登録業者の中であると、一定の資格なり基準を持った業者で施工をしていただきたいというところで、指名登録を条件とするところでございます。

○江口委員

今、前半のほうで募集要項等で縛りをかけるという、そして、峻別をするというお話がございました。となると、例えば20年間の維持管理がきちんとできているかどうかに関して、例えば、その設計なり工事管理なりする企業がその部分でも共同責任が発生するというふうに組み立てて出されるということでしょうか。

○委員長

都市施設整備推進室長、わからないならもう一遍質問を聞いたらいいいんじゃない。どうぞ。

○都市施設整備推進室長

契約はあくまでも設計業者と施工業者の契約でございますので、その責任の範囲内での事業者責任となろうと思っております。ただし、応募といたしましては共同の応募でございますので、設計から施工、それから運営管理までの一体的な提案という形になろうかというふうに思っております。

○江口委員

一体的な提案なわけですよ。だけどばらばらの、それぞれの責任分担とすると、一番問題なのはつくることに関しては、つくるころまでに関してはそんなに問題は発生しないと思うんです。なぜなら、財源に関しては飯塚市が資金を用意してつくっていただくわけですよ。そうすると、設計なり、設計をして、施工をして工事管理をする。ここに関してはまわると思うんですけど、一番大切なのはその後の管理運営なんですよ。そこが途中で、どうしても黒字にならないと。もうこれはできないと言ったときに、そこは維持管理運営企業だけが責任を負うというような形になるのではないかと、今のお話では思うわけです。同一グループというのであれば、その同一グループがそこまで20年間きちんと一緒にやるんだという、そういうお話であればまだ少し違うかと思うんですが、そういう組み立てではないと、今聞こえたわけですが、どうでしょう。

○都市施設整備推進室長

設計と施工に関しましては、先ほど来申し上げておりますが、それぞれの契約になりますけれども、ここDBO方式の重要なポイントの1つといたしましては、維持運営会社が基本的には最終的な維持運営をできるように、収益性を上げるような施設を整備するというのが大きなポイントとなっております。ということになれば、維持運営会社がマネジメントしながら、設計、デザイン、それから施工の協議を行っていく。提案をしていくという形になろうかと思えます。設計、デザインビルドが終わった後にいわゆる維持運営会社がそれに乗っかるというものではなくて、維持運営会社はそこを、収益性を見越したところでのデザインビルドというふうに考えているところでございます。

○江口委員

そうなればいいなというか、そうなるべきだとは思いますが、現実にはそのオペレーションの部分で、そこで予定と全く違う形になってしまったと。そのときにその維持管理、運営を企業だけが責任をとるのか。そうではなくて、デザインとビルドのところまできちんと

共同して責任をとるというふうな形であれば、まだそのリスクに関しては減ってくると思うんですが、そうではないという、契約としてはそうではないというふうなように聞こえるんですが。その点はどのようになされるおつもりでしょうか。

○行政経営部長

前回の特別委員会の中で、PFI法に基づくBTO、BOTという提案もいただいておったところですが、この方式は要するに民間で財源を確保する。それ以外はこのDBOとほぼ同じ形態なんですね。このメリットは何かと言うと、民間で設計をして、そして管理運営まで最終トータルの管理運営のところに結びつけるために、民間のほうで設計、デザインして、今回は協力企業という形になりますけれど、共同の中で建設をやっていくということになります。これを管理以外、トータルでマネジメントするところがデザインをして、そして、最終ここが管理運営までしていただきたいというふうには思っておりますが、最終的に管理運営というふうになると、これはいろいろ議会の関係もありますので、ハードルはいろいろありますけど、市としては、設計をしたところが最終的に管理運営まで見越したところで今回の設計、建設、管理運営を行っていくというコンセプトの中で、このDBOという方式をとっているということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○江口委員

いや、お聞きしたいのは維持管理の段階で発生したリスクですね。もうこれは私どもとしてはやれないということになったときに、デザインとビルドのところも責任を問うような契約となるのかなんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:25

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

同じ答弁になるかと思いますが、最終的には維持管理運営会社が収益性を確保、担保できるようなデザイン、設計を目指すわけですが、その責任の所在につきましては、この基本協定の中で担保したいというふうには考えておるところでございます。

○江口委員

その基本協定では、そこの責任分担に関して、デザインとビルドも一緒に責任分担を負うというふうな形の基本協定をお考えなのですか。

○都市施設整備推進室長

それは検討したいというふうに思っております。

○江口委員

次に、ではこのような形で整備するとして、この応募グループに関しては、ある意味、館を借りて、館を自分たちでつくるんだけど、資金は飯塚市が出しますから、飯塚市の施設を建てて、そこを運用しているわけですよね。使用料等を納付していただくことというのは考えておられるのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

維持管理運営をする上では、宿泊料等はオペレート、運営する会社に収納していただくことで考えておりますが、施設の使用料、すみません、言葉を分けるために違う言葉をちょっと使わせていただきますが、賃料といいますか、そういったものについては、市のほうに納入していただくところで考えております。

○江口委員

とすると、20年間で飯塚市として最初に投資するわけですよね。それについては回収する

というふうな理解でよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹

事業費自体、現在、算出しているところですが、全て地方債等を使う、交付税措置をできるようにというようなことで考えておりますけれども、一般財源をすべて回収するというような賃料はいただけるとは考えておりません。

○委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

○松延委員

このたびの計画において不調に終わったということで、執行部の方は大変だったと思いますが、先ほどの説明からいたしますと、スポーツ合宿を主として施設整備をやっていくということでございますけれども、あそこは皆さん御存じのとおり、庄内温泉筑豊ハイツということで、地図に温泉マークがのっています。私が思うには、29年度の決算等を見ますと、黒字化しておるといふような数字も上がってきております。それで、施設につきましては、私は温泉を、私がきょう申し上げるのは、もう基本計画等に9月から入っていくということでございますので、今の段階でちょっと私どもの確認をしたいんですけれども、温泉として、一般客の施設受け入れの施設として、そういうふうな考えがあるのかなのか、ちょっとそれだけお聞きしたいと思います。

○都市施設整備推進室主幹

温泉施設の整備につきましては、収益の関係もありますが、飯塚市としましては、必須とまではいきませんが、推奨項目として募集をしたいと考えております。

○松延委員

考えていると思いますということでございますけれども、先ほどから今後の課題は、財源の確保ということで言われました。地方債を利用してということでございますけれども、ぜひあれだけの、県が二百数十億円もかけて投資した施設でございます。やり方によっては、集客能力を持っていますので、ぜひウエルネスパーク構想といえ、運動、栄養、休養というふうなことで、栄養と休養は施設が役割を担ってきていたわけですよ。だからそれは一つ欠くことのないように、今回は基本設計に入って、これだけのほうで進み出したということで、なかなか変更は大変だと思いますので、今の段階で要望としてお願いをいたしたいと思います。

○委員長

ほかにございませんか。

○川上委員

最初に、見直しの経過についてお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

まず、1月に民設民営でのプロポーザルを公募しまして、不調となったことから、飯塚市が募集しました内容について、どういったところが民間のほうで手を挙げていただけなかったのかというのを、従来、ご相談とかヒアリングをさせていただいておりました業者の方々に話を聞かせていただいております。その中でやはり、収益性の問題が一番であると。それは立地場所もありますというようなことで、その中で実際に市のほうとしましては、現在、年間1万人ぐらいの方々が宿泊して、利用していただいております。その半分の方々は合宿、研修等で使っていただいている施設でもあります。そういった施設を何とか維持したいということで、内部的に検討した中で、民間のほうで宿泊施設の整備が困難であるならば、公設で整備しないと、宿泊施設は設けることができないというようなところから、続きまして、公設である場合に、これは民間ではなく市の内部的なものにはなりますが、どのようにすると財源が確保できるか。また、期間が短縮できるかということも、種々検討しまして、その中で前回の委員会の中でもBOT方式というような、民間に整備していただいて市が買い上げるというような、

将来的にですけれども、市に移転するというような方式というようご提案もいただいた中で、種々、情報収集をした中で今回のDBO方式ということで計画を見直しているところでございます。

○川上委員

いつ、だれが、だれとどういうテーマで協議したのかと。そして、市の決断としていつ、どこで、その決断をしたのかということを知っているわけですか。

○都市施設整備推進室主幹

事業者に関しましては、2月に入りまして随時、電話であったり、お会いしてお話をさせていただいておりますが、すいません、いつというのは――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

この件につきましては、種々、主幹のほうから検討しておったということで、従来の応募がなかったんですけど、事業者との検討をしてきたと。これについて、私どももこの所管をしておりますけど、4月、5月と検討をずっと続けておまして、その中で、6月4日の部長会議に諮っております。それから、6月7日に運営会議を開いていただきまして、そこでご審議いただいて、その中で市としての考え方をまとめて、きょうの特別委員会に臨んでいるところでございます。

○川上委員

そしたら、不調の要因について考えたということなんだけど、その際に、この間にヒアリングをした業者に意見を聞いたということなんですね。それで、どの業者に、いつ聞くと、例えばAならAは何と言っているのか、BならBは何と言っているのか。そういうふうになんて説明してくれませんか。

○都市施設整備推進室長

企業名につきましては差し控えさせていただきますけれども、A社、B社という表現でさせていただきますと、共通して言えることにつきましては、立地の条件、立地の場所、それからいわゆる繁忙期と閑散期の差が非常に激しいというところ。それから、いわゆる採算性をとるためには、今現状のままではほかの整備事業、そちらのほうが、魅力があると。優先順位は低いという表現で言っているのかわかりませんが、そういうところで事業者さんのほうといたしましては、民設民営ではちょっと対応できないと。ただし、公設民営という、BTO、BOTというお話もさせていただきましたけれども、あくまでもBTO、BOTであれば、市の財政負担がかなり厳しいというところで、このBOT、BTOの検討の中で、DBOを、新たな手法を考えたところで、事業者さんとしては非常に関心があるという状況にあるところでございます。

○川上委員

要するに、将来の経営について、自信がないというのを共通して言ったということなんだけど、何社から話を聞いたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:38

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

民設民営の状況につきましては、事業者の判断としては採算性が取れないと。先ほど申しましたような立地の状況とか、あとは繁忙期、それから閑散期の状況でホテル経営は難しいという判断をしたというところでございます。

○川上委員

この委員会では、私、ずっと経過を聞くでしょう。そしたら、このお粗末な答弁しか返ってこないでしょう。だから、市民から、きょうもネットで見られていると思うんだけど、市の政策決定あるいは、それでうまくいかない、変更したいというときの、市の意思決定の過程が全然見えないんですよ。委員会で直接あなた方に聞いてもわからないです。これは、市民の皆さんがこの委員会のやりとりを聞いてもわからないでしょう。今、重大なことを決めようとしているわけでしょう。今までは特定の企業を、民間事業者を特別に扱って頑張ってもらおうとしていたんだけど、経営は頑張りきれないというから、今度は市が資金調達をしましょうということで、市の財政出動、市民に大きな負担を今、かけようとしているわけではないですか。なのに、その方向にかじを切った経過が今のくらいの、先ほどはお粗末と言ったけれども、非常に不透明な、このときを、これから先、乗り切っていこうというのはちょっとあり得ないと思う。だからもう一度、正確に手元に資料もあるでしょう、自分たちがしてきたことだから。きょうの委員会でこういうことを聞かれるとわかっているではないですか。しかも、6月議会には関係議案を提出するというわけですから。だから、どなたか最高責任者がきちんと2月以降のことについて、6月4日と6月7日はわかりましたよ、日程は。まだあなた方から、何社からヒアリングしていて、その何者のうち何者から不調になった要因について聞いたかも、まだ聞かせてもらっていないんですよ。ちょっとしっかり答弁してくれませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：41

再 開 10：46

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

具体的に手持ちでの資料というのがございまして、事業者の方々にお話をさせていただきましたのは、どういった理由で、民設民営としては魅力を感じなかったのかということのお話を聞かせていただいたというところでございます。

○川上委員

今、中継で質疑と答弁を聞いておられる市民があつたら、大変驚いていると思います。こういうふうに飯塚市は、政策変更、意思決定をしていくのかと。そして議会に対して、この程度のことで先に進むとするのかと。これが片峯市政のあり方かということになるわけですよ。そこで、これを見過ごすわけにいかないの、資料要求をしたいと思うんです。それで、午後の会議が始まるまでに、今ずっと部分的に言われたものがあるでしょう。先にヒアリングをした企業から意見を聞いたとか、その記録があるはずなので、それ全部出してください。市が意思決定したときの資料と合わせて、それを出してもらえれば、あなた方の今のような答弁を聞く必要がないから。そこで、そういう資料を要求したいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただ今川上委員のほうから資料要求があつておりますが、提出できますか。

○都市施設整備推進室主幹

すみません、短時間でつくるというのがちょっと困難な状況でございます。

○川上委員



つくってもらものも必要だと思いますけれども、あるものを出してもらいたいということなんです。例えば、先ほどA者とかB者とか勝手に言っているけれども、そこに連絡をして、相手の言い分を記録取っているでしょう。そういうものは既にあるでしょう。ないんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:49

再開 11:01

委員会を再開いたします。

執行部にお願いします。提出できますか。

○都市施設整備推進室主幹

繰り返しの答弁になりますが、整理が必要ですので、本日中というのは厳しい状況でございます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:02

再開 11:02

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

資料としてはございません。

○川上委員

議会に対してあんまりいいかげんなこと言ったらだめですよ。それでね、何がないのかね、何があるのか言ってくれませんか、そしたら。

○都市施設整備推進室長

電話での確認でございますので、メモ程度といたしますか、そういうものでございますので、資料としての提出できるものはございません。

○川上委員

私は、今言ったことは聞こえていますか。何がないのか、何があるのか明らかにして、あるものは出せばいいじゃないですか、すぐ。ないものはつくって出すと言ったでしょう。だから、それを早急にしてもらえばいいじゃないですか。だから、それでどうなんですか、できないんですか。議会で審査するのに、調査するのに必要だから請求してるんですよ。

○都市施設整備推進室長

電話でのご質問でございますので、質問といたしましても先ほど説明させていただいておりますように、なぜ応募できなかった理由だけでございます。それ以上のものの資料等のしているものはございません。

○川上委員

あのね、私は築地を豊洲に移転した話を聞いてるんじゃないんですよ。あなた方が政策変更する。その意思を形成していつている過程について関係した資料があるでしょうと言ってるわけですよ。公文書もあるじゃないですか。協議の記録、部内協議の記録があるでしょう、6月4日の。だから、いろいろ起案したこともあるわけでしょう。あるじゃないですか、そういうの。そういうのなくって、内部協議の記録もなくって、こういう報告を議会にしているわけじゃないですよ。ないんですか。

○行政経営部長

ただいま室長、主幹が言いますように、連絡等についてメモをして、そしてそれをもとに内部で協議をして、いろいろ反省点とかそういったものを、先ほど私言いましたように、内部の会議で変更してきたと、決めてきたということでございまして、今言いますようにメモ、雑記

というか、そういったものについては整理をして出すべきだろうということで、今現在、すぐこれを出せる状況にはないということでございます。

○川上委員

倉智さんね、話は先行ってるんですよ。今言ったのはね、公文書関係、扱い関係のほうは物があるでしょうって言ってるわけですよ。例えばだけど、6月4日の部長会議とか言ったやないですか。その前には部の会議があるでしょう。そうするとね、部の会議、部長の会議、それから四役会議とかあるんだけど、出発の基となるものの一つが、事前ヒアリング業者からの聞き取りなんですよ。事前ヒアリング、麻生系の会社が入ったかどうか明らかにできないとか言ってきましたけど、そういうところから、この会社はこう言ってますよっていうのを部で検討するでしょう。そのとき、資料なしで部は検討したわけね、あなた方の言い分だと。部長会議で議論したときも、業者が何と言っているかについては、頭の中と口から出たことだけで判断をしていたということになりますよね。だから、変わった行政運営が今、片峯市長のもとで行われている。だから、財務省理財局が聞いても驚きますよ。だから、出せるものは早急に出してください。ないものはないと言ったらいいじゃないですか、もう大体今わかったけど。だから、委員会審査しないと、調査してるんだから。出せるものは早急に出すというふうになりませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:08

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

執行部をお願いいたします。そういう形であるものは出していただく。なければならないで結構ですから、あれば早急をお願いしたいと思います。そういう形によろしゅうございませうか。

○坂平委員

資料を出せというわけでしょう。資料は出らんわけね。

○委員長

これ資料まで扱ったらおかしくなるんで、資料要求やなくして、執行部がこの次、出せるものは出す、出せないものはまた皆さんお諮りいたしますので、そこで一つご理解をお願いしたいと思います。よろしゅうございませうか。

( 異議なし )

ちょっと変則的な会議の方法になりましたけど、ご協力お願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今、民間事業所との関係がどうだったかということはずっと聞こうとして未完に終わったんだけど、こんどは別の協議が入ってきているでしょう。筑豊ハイツ資料の1の中で、わざわざ一番に黄色く塗ってくれてるところ、再整備に当たっての基本理念で(1)が「車いすテニス大会運営の支援機能」というのはこれまでだったんだけど、「を含めた『嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画』に資する施設」というふうになってます。それで、嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画とは何か。資するとはどういう意味なのかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

資料につきましては、平成30年3月8日の協働環境委員会のフォルダをお願いいたします。市民協働部のほうからご報告をさせていただいておりますが、飯塚、嘉麻、桂川におきまして、広域でテニスのまちづくりをしていきたいと思いますということで、本計画を策定しているところでございます。

○川上委員

まるでわからない。テニスだけじゃなくてサッカーとか相撲とかいろいろスポーツはあるわけでしょう。その中で嘉飯桂圏域テニスのまちづくりというのは何、テニスのまちづくりというのは大体何ですか。

○都市施設整備推進室長

嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画でございますけれども、筑豊ハイツの強みと考えた場合、テニスでございます。国際車いすテニス大会、それから2020の南アフリカ共和国の車いすテニスの事前合宿、それから水泳も事前合宿で参りますけれども、この強み、テニスのまちづくりの資する施設ということで考えているわけでございますが、このテニスのまちづくりにつきましては、大きな3つのポイントがあろうかと思えます。その1つといたしましては、年齢、性別を問わず、ライフステージに応じたテニス活動の推進、それから、本年度から天皇杯・皇后杯が下賜されるようになりました国際車いすテニス大会の継続の開催、それから、各種大会の誘致、開催、それから、国際交流等地域振興と。それからテニス合宿の誘致等により筑豊ハイツの強みを生かした基本理念の中で施設整備を図るべきではないかというふうに考えているところでございます。

○川上委員

その意義を基本構想に持ち込む上で、嘉麻市、あるいは桂川町、その他、この圏域のまちづくりにかかわる分野の人たちとどういう協議をしたのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

この嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画を策定に当たりましては、桂川町、嘉麻市のほうと協議を行いました。どういうふうな形がいいかというような協議も行いまして、共同でこういう計画を策定するというに至っております。

○川上委員

私、協議の経過を聞いたんですね。

○健幸・スポーツ課長

すいません。今、手元にちょっと資料がありませんので、時期であったりとか、その内容について、ちょっと記憶がはっきりいたしませんので、ちょっと申しわけありません。

○川上委員

ここでこの質問をする意味は、事業計画を変更したわけでしょう、筑豊ハイツについてね。だから、変更にあたって並行して、こういったことが盛り込まれるようになったということになってるから、2月、3月以降のことなのかということを知りたいんですよ。

○健幸・スポーツ課長

この計画自体は平成28年度から協議を行いました。議会の報告についてはちょっとおくれたんですけども、この計画のほうが先行した形で計画をつくっております。

○川上委員

そしたらね、今度の再整備の見直し以前からこの構想あったわけでしょう。ところが、この構想が変わって、見直し案を出すに当たって、これが新たにつけ加わるというのはどういうことですか。

○都市施設整備推進室主幹

このテニスのまちづくり計画自体は筑豊ハイツの再整備事業計画後に、先ほど担当課長のほうから、平成28年度から計画の策定に向けて進めていたということですが、この計画自体ができましたのは、筑豊ハイツの再整備事業計画をつくった後になりますので、今回この見直しに当たりまして、計画をこの見直し案の中に入れてさせていただいております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:19

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画の策定の経緯というのは、先ほど健幸・スポーツ課長が話しましたように、平成28年度から本市としては、そういったことを計画は検討いたしておりました。嘉飯桂圏域としての統一的な計画をどのような形で策定して行ったかと申しますと、平成29年度にこれは2市1町と福岡県とでつくっております嘉飯桂の都市圏域の協議会がございます。その中で、先ほど言いましたように、この嘉飯桂においては国際車いすテニス大会がっておりますので、そういった中でテニスに対する意識が強いということもございまして、2市1町でテニスを核としたまちづくりを推進していこうということで、これは首長さんたちも入ってますその協議会の中で、昨年度、こういう計画をつくって、そして推進していこうというような形でこの計画ができて、本年の3月に委員会のほうにも報告しておるといような経緯でございます。

○川上委員

今回の変更にあたって、基本構想も改められているということなんですけども、民間事業者にはヒアリングしたわけでしょう。どうしてだめなんですかと。その民間事業者から、こういった観点も入れたらどうですかと言われたのかなというふうにも思ったりするわけですよ。あなた方がきちんと答弁しないから。記録もないとか言うから。

そこでね、協議会について3点目聞きたいんですけども、これは主に福岡県、あるいは近隣都市との関係なんだけど、この間に福岡県と協議をしましたか。不調に終わって以降。

○都市施設整備推進室主幹

今回の事業計画の見直しに当たりまして、場所につきまして、現筑豊ハイツ敷、それから、引き続き、県営筑豊緑地のエントランス駐車場、この2点で再整備の事業計画を見直していきたいという考えのもと、福岡県のほうに引き続き協力要請といいますか、ご相談をさせていただいております。

○委員長

その結果は。その結果まで言わないと。

○都市施設整備推進室主幹

あわせて、県のほうからは引き続き協力しますということでご理解をいただいているところです。

○川上委員

その記録はあるんですか。

○都市施設整備推進室主幹

6月の7日に県の方に赴きましてご相談させていただいておりますが、記録というものはとっておりません。

○川上委員

福岡県に行くのは出張でしょう。出張の復命書とか書かないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

今回の件に関しましては、復命書は作成しておりません。

○川上委員

まだという意味ですか。まだ作成していないという意味、それとも作成をしないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

説明不足で申しわけございません。口頭による復命といいますか、報告を上司にさせていただいております。

○川上委員

復命書が必要なんじゃないんですか。口頭による復命というのものもあるかもしれませんが、復命書が必要でしょう。片峯市政ではそれ必要でなくなったんですか。

○都市施設整備推進室主幹

復命の方法としましては、文書による復命書を作成するというのと口頭によるという方法がございまして、今回につきましては、口頭にて復命をさせていただいております。

○川上委員

当然、復命書を文書でするべきじゃないですか。当然でしょう。それからね、福岡県と今駐車場のこと、敷地のことということなんだけども、今回は公設民営で考えたいというようなことについて、そのものについても協議をしたりしてないですか。

○都市施設整備推進室主幹

今回提出させていただいております見直し案の骨子の内容を伝えさせていただいております。基本理念での追加の項目、また基本方針の中で整備する施設、それから場所といったことについてお話をさせていただいております。

○川上委員

相手はどこですか。

○都市施設整備推進室主幹

お話をさせていただきましたのは、県庁の公園街路課に赴きましてお話をさせていただいております。

○川上委員

公園街路課で公設民営に変えることについてのアドバイスを受けることできないですね。それについてのアドバイスを受けてないでしょう、そうしたら。

○都市施設整備推進室主幹

公設民営についてのアドバイスということではございませんで、飯塚市として公設民営で行いますということでのこの部分をご報告でありまして、県のほうにご相談させていただいたのは、引き続きエントランス駐車場を筑豊ハイツの再整備事業用地としてご協力をいただきたいという、県へのご相談といえますか、依頼というのはその1点でございます。

○川上委員

私が聞いたのはね、公設民営によって市の資金調達が必要になってくるわけでしょう。それについて福岡県が、国もありますけど、どういう支援があるのかなのかとかね。そういうことを協議してないのかっていうことを聞いているわけですよ。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:29

再 開 11:29

委員会を再開します。

○川上委員

私が聞いているのは、今までは市の資金というのは一部のホールをつくるということに限られていたわけだけども、全部市が資金調達しましょうということになってるわけだから、それについて、もともと筑豊緑地とのリンクしてつくる施設ですから、もともと国が考えておった構想でもあるわけだから、県に資金調達上の支援を求めて協議してしかるべきだと思うから聞いているわけですよ。そういうことしてないんですね、片峯市長は。片峯市長に聞いている。

○委員長

いやいや、担当者に聞かせましょう。

○川上委員

片峯市長に聞いているんよ。

○都市施設整備推進室長

県との協議は計画地だけの協議でございまして、財源の協議は一切行っておりません。

○川上委員

この議論はね、これまでやってきてる議論なんですよ。それからね、この筑豊ハイツは広域性があるということで例えば田川だとか、直方だとか、201号があるんですからね、京築だとか、福岡都市圏にもかかわりがあるかもしれない。こういったところに財政支援の持ちかけ、協議をしたかどうかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

そういった協議、相談をしたことはございません。

○川上委員

片峯市長ね、これほど重要な施設をつくろうというふうにあなた方が言ってる中で、急に飯塚市民だけが資金調達の責任を負わなければならないという方式に改めようとしてるんだけど、そのときに県とも協議をしていない、あるいは近隣の都市とも協議してないと。その一方で言ってるのは、嘉飯桂圏域のテニスのまちづくりに資すると。資するんだったらその分の財政負担を相談するというのも当然あってしかるべきかと思うんだけど、内容について少し、経過今3つ聞きましたでしょう。また聞いていくのでよく整理しておいてもらいたいと思うんですよ。

それから、今度の公設民営は、民間事業者が思いのままにプラン立てるわけでしょう。飯塚市が資金調達はしましようということなんだけど、おのずとこの程度が最大限ですよというのがあろうと思うけど、それについてはどのように考えてますか。

○都市施設整備推進室主幹

現在、その金額について算出している最中でございまして、まだ算出できていない状況でございます。

○川上委員

だれが、算出って何のことですかね。だれが計算をしているんですか。まだできていないというのは、だれができてないんですか。

○都市施設整備推進室長

整備の条件でございませけれども、今現在、検討しているところで、最終的な局面を迎えているところでございまして、あまり従来発注型の従来公共型でいきますと、いわゆる仕様書方式ということになりますと割高になります。期間がかかるというデメリットもございませますから、基本的にはDBO方式では性能、ある程度規格品の性能を持ったものを提案していただくというところがございますので、その分につきましては、今の筑豊ハイツの今後の収益性、それから、市民の方々が利用できるような、そういうふうな、それから合宿も対応できるような、そういうふうなところの公募の条件を設定したいというふうに考えているところでございます。

○川上委員

いろいろ言われるけど、質問には答えないという答弁の仕方ですね。民間事業者がこういうプランでいきたいと。それにはこれだけ資金がかかりますよと。その資金については飯塚市がどうか、飯塚市民が受け持たなくてはならないっていうこと考えてるわけですよ。そうしたら、その最大限度額をこれぐらいというのが当然あってしかるべきでしょう。ことしの3月末で財政調整基金と減債基金合わせた額はこの12年間で倍以上に膨れ上がってね、住民犠牲と職員犠牲にして、150億円に膨れ上がりましたね。新体育館の問題も含めて今後どうなるのかと問われて、財政見通しをわずか1年で見直した。それによると、これから5年間で非常事態宣言を出した、齊藤前市長が。そのときの60億円を割り込むわけでしょう。そして、さらに5年後には20億円割り込んで19億円になるっていうわけでしょう。このときが本当に非

常事態です。そのときに計算に入れていなかった筑豊ハイツを入れましょうっていうことなんでしょう。片峯市長としてはね、薄氷踏んでもう割ってるぐらいの状態に今なっているのに、最高限度額はこれぐらいというのを考えてないはずがない。体育館については松竹梅とは言わなかったけど3つぐらいの選択肢を考える。46億円以内にならないかなど。部長はできるだけ46億円に近づけますといったでしょう。だから、部長の答弁は、体育館について言えばですよ、もっとかかるでしょうけど46億円に近づけたいと。片峯市長は46億円より低く低くしたいと言っている。全然、これ同床異夢というんですか。違う世界に住んでるわけですよ、市長と部長は。そういったことがある中で、今度の公設民営を打ち出すに当たって最高限度額はどれぐらい考えてるんかというのを聞いて当たり前でしょう。答えて当たり前ですよ。片峯市長としてはどれぐらい考えておるんですか。10年後、もう財政調整基金と減債基金はあなた方の試算では19億円しか残らないんだけど、どう考えてるんですか。

○行政経営部長

今、主幹が言いましたように、現在、建設、設計全般にわたって積算をしているところでありまして、今現在ではちょっと申し上げることができない状況でございます。

○川上委員

積算をしているのは相手方でしょう。業者のほうで積算しておるでしょう。その積算は、コントロールするかもしれませんが、あなた方は言い値を飯塚市民の方に載せていこうというやり方なんですよ、これは。これが今、先ほど言った財政見直しを持っている、非常に厳しいとか言っている市長が考えてる有り様っていうことです。

そこで、最後聞きます、きょうは、これについては、この方式の成功例としてはどういったところがありますか。調べているところお尋ねします。

○都市施設整備推進室長

DBO方式はあまり数はございませんですけども、私どもの今現在把握しているところでは、千葉県の木更津市、これは道の駅でございます。それから、岐阜県の本巣市。施設名は忘れちゃったけども、こういうものはございます。それから、ごみ処理場とか、それからそういう衛生施設関係の分につきましては、DBO方式がかなり浸透しているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○川上委員

成功例を聞いたんですよ。成功例はあるんですか。

○都市施設整備推進室長

木更津市にいたしましても、本巣市にしましても28年、29年というところでございます。運営につきましては、オペレーターの分がございまして、まだこれは将来的なものになりますので、現時点では成功した、成功してないという判断はつきかねるかなと思っております。

○川上委員

飯塚市長が今つくろうとしているのは公設民営の宿泊施設です。日本全国で、公設民営の宿泊施設を今この方式でつくろうとしているところがどこにありますか。

○都市施設整備推進室主幹

現在、このDBO方式にて整備しようとしている、現在しようとしている例といたしますか、物件については存じ上げておりません。

○川上委員

それは、国が考えている方向と違うからでしょうね。それがいいとか悪いとか別ですよ。だから、民間が維持経営しきらないというものに向かって、非常にリスクの高いものに向かって、それなら市民の税金で責任を負いましょうと、市民が借金して責任を負いましょうっていうのを今は提案しようとしているわけでしょう。じゃあ、失敗例はありますか、この宿泊の件で。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけございません。失敗例として調査したことがないため、わかりかねます。

○川上委員

確かに時間はないですよ、パラリンピックまでは。しかし、そのことと関係ないでしょう。だから、地域で働いている人たちの心と体のリフレッシュのために、バリアフリーで、障がいのある方もない方も安心して楽しめるようなそういうものをつくっていかうっていうことが大事だと思うんですよ。そのためには、飯塚市が筑豊緑地、県営なんですから、福岡県や近隣のところとよく相談して、本当は県営でやればいいじゃないですか。これほどの規模のものを。こういうリスクを抱える力を、国や県の力によって飯塚市与えられてないじゃないですか。だから、さっきから言ってるのは、経過を聞いたのは、民間事業者がなんて言ってるのか、それから、近隣の自治体はどう言ってるのか、県はどう言っているのか、あるいは国はどう言ってるのか。そこを協議をきちんとしてるんだったら答弁求めたいし、資料も欲しいというんだけど、言わないでしょう。この問題に特別に力入れてるはずの片峯市長が、私が繰り返し答弁求めても答弁立たないし。こういう税金の出動の仕方を、財政出動の仕方をこのままでは見過ごすわけいかないと思います。市長、今までずっと、部長、課長が答弁したんだけど、市長として答弁することないですか。

○副市長

先ほど来、主幹等が答弁しておりますけども、先ほど説明の中でちょっと話しましたように、27日の委員会で追加提案する議案を考えております。それが予算関係になりますので、そのところ慎重に精査しておりますので、そのときになりましたらまた詳しく説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

きょうの特別委員会の開催は意義があったと思います。しかし、私は市からは筑豊ハイツの状況について報告したい旨があるので、案件があるというふうに聞いてますよ。そういうふうには、市の側から報告したいことがあるということで開かれているのにね、聞かれたら答えないと。市長答弁にも立たないという有り様でいいのかというふうに思いますよ。市長、答弁ないですか。

○市長

本日、この見直し案として出させていただきました案につきましては、これ皆さんもご承知のとおり、恐らく、たしか5年前にさかのぼり、この筑豊ハイツは飯塚市の財産として残そうということをして市や議会として意思決定をしたことに基づきまして、まず第1回目、今運営なされている事業者と相談をすることを主として、民設民営の形が難しいですかということをやったはずでございます。そして2年半前にもう一度同じことをやり、そして昨年12月に、今度は所在地を別の場所に移した条件を付加して募集をしたけれども、どこからも応じていただけなかった。その中で、しかしながらこの再整備はもちろん2020の事前キャンプに南アフリカの車いすテニス選手団をお迎えをするということで動いてますので、それにあわせて整備を誠実にしたいという思いはありますが、この筑豊ハイツの再整備については、本市の命題であると思いますので、どんな方法があるかということで、担当部署もいろんな方法を検討してきたところでございます。きょうご質問がありました近隣の市や町に相談しなかったのかといわれましたら、私も近隣の市や町の首長さんとたびたびお会いしますが、それぞれの地域で持っている保養施設等について、飯塚市からの補助を求められたこともありませんし、それは、それぞれの自治体が責任を持って基本的にするものだと思っています。また、県についても何かしらの支援をとということで、さまざまな部署がこれまで5年間にわたって県のほうにも相談をしてきたと思っています。その中で、嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画に基づいて、地域の総合的な活性化のためにということで、何かしらの県からの支援もいただけるというようにも認識をしておる次第でございます。さまざまな憶測があるかもしれませんが、今ま



で手が上がらなかったものに、何とか地元の有意義な施設として、今後も残していきたいという思いでの提案を今回いたしました。なお詳細につきましては、後日またお出しいたしまして、議員各位のご意見を拝聴したいと思っておる次第でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑もないようでございますので、次に新体育館に関して、執行部に資料として提出されております「大規模改修及び新築における費用負担比較試算表」の補足説明及び「新体育館等建設設計者選定プロポーザルの進捗状況について、説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、提出資料の補足説明をいたします。体育館資料1をご覧ください。

前回の委員会において資料要求がありました「大規模改修及び新築における費用負担比較試算表」でございます。上段が新体育館に集約される6施設の大規模改修を行った場合の概算費用となっております。

第1体育館につきましては、これまで説明をいたしました大規模改修に耐震補強工事、エレベーターの設置、駐車場の整備を加えております。その場合の費用といたしましては、当初の大規模改修費が15億5190万2880円となっております。これにエレベーター設置費2411万6400円を加えまして、15億7601万9280円となっております。これが表の第1体育館の5段目の大規模改造工事費（エレベーターとも）と記載しておりますけども、ここの数字となっております。これに耐震補強工事費、この今説明いたしましたその1つ上になりますけども、3億1109万8864円と立体駐車場建設にかかる費用を加えると、合計で24億2191万4424円となります。以下、第2体育館が2億4252万2220円、穎田体育館が5億4449万4120円、穂波武道館が2億4928万9920円、穎田武道館が1億6680万1500円、飯塚市弓道場が2億3153万1260円となります。合計で38億5655万3444円となります。

このうち、新耐震基準を満たしております第2体育館以外の5施設につきましては、耐震補強工事を実施する必要があります。住宅建築物の安全ストック形成事業の補助金申請をすることができます。この場合、補助限度額が採択されたとした場合、5施設の補助金の合計が1億8214万7千円となります。先ほどの総事業費、約38億5655万3444円から補助額1億8214万7千円を差し引いた額が大規模改修にかかる一般財源の持ち出し分ということになります。これが36億7440万6444円ということになります。

次に、新築した場合の概算費用、これにつきましては45億5070万5千円で、公共施設等最適管理推進事業債を活用した場合の交付税充当額が26億1215万5千円となります。差し引いた額が新築に係る一般財源の持ち出し分といたしまして19億3855万円ということになります。以上が提出資料の補足説明となります。

次に、新体育館建設設計者選定プロポーザルに係る前回の委員会からこれまでの経過でございます。

4月12日に第1回の選定委員会を開催いたしました。その後プロポーザル方式による新体育館の設計者の公募を5月8日から6月7日に行い、4者の参加表明がっております。今後は、7月3日に技術提案書の提出期限を迎えますけども、その後1次審査、2次審査を開催し、8月初旬に設計業者を選考する予定となっております。以上、簡単でございますが資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この資料は、きょう提出なんだけど、きょう公表ということですかね。

○健幸・スポーツ課長

本日提供させていただいてる資料については、きょうが公表という形になります。

○川上委員

これ実は、市長の体育館検討委員会委員が昨年答申を出したけど、1年にわたって検討委員会開かれたんだけど、そのときに出された資料じゃないんですね。そのときにこういう資料出してないんですか。

○健幸・スポーツ課長

この資料は出しておりません。

○川上委員

市長の検討委員会が1年にわたってどうしようかという検討をするときに、これが出せない理由がありましたか。

○健幸・スポーツ課長

検討委員会の中では、先ほどちょっと説明をいたしました大規模改造工事、これの15億5190万2880円という数字の資料は説明をいたしました。ただしエレベーターの設置であったりとか、駐車場の立体駐車場をつくるとか、そういったことについては、その際、数字を持っていませんでしたし、その必要性というところの、必要であるという意見もあったんですけども、その費用についてまで出しておりませんでした。

○川上委員

これは検討委員会のときに、2年たたなければ出せないというものじゃないでしょう。こういうこと言ってるわけです。検討委員会のときに、市が検討委員会に対してこういう試算がありますというのを出そうと思えば出せたんじゃないんですか。出せなかったですか。

○健幸・スポーツ課長

まず1点、検討委員会の中では第1体育館と第2体育館の分だけの検討でしたので、この中の颯田体育館以下の分については全くふれておりません。それともう1点、先ほどありましたエレベーターであったりとか、駐車場についての費用算出については、当時そこまで至ってなかったというのが状況かと思います。

○川上委員

市長の検討委員会、1年にわたって行われた過程ではね、もう最初から議論の過程でお金のことを言い始めるならば検討ができないということで、お金のことは度外視しようということで検討委員会は走っていくわけですよ。そうでしたでしょう。その延長線上で出たのが例の新体育館がいいですよっていう答申なんですよ。その答申を尊重してという形で今、新体育館を、市民が楽しんでいるグラウンドの真上に建てようという発想になってきているわけですね。それでね、この資料が今出てくる意味ですよ。市長がびっくりするぐらいお金がかかることになってしまったと。これが小さく見えるように資料をつくらうということで出してきているわけじゃないんですか。今出す意味、この資料。それをお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

資料要求に基づいて、今回の資料については作成をいたしたところになります。

○川上委員

それはそうでしょう。あなた方は2年前に検討委員会に対してこれを出すことができたはずなんですよ。なぜ出さなかったのかと聞いているわけですよ。もう一目散に新体育館だということで行こうとするから。聞かれたでしょ、委員から事務局に。事務局が市の課長でしょう。市の考えはどうなんだと聞かれて、建てかえですと。移転建てかえですと。理由は5つありますと、5つ理由も言ってるじゃないですか。だから、まともな審査が、市長が任命した検討委員

会でもなされなくて今日に来ているということを、この資料はみずから言ってる。そういう資料じゃないかと思います。だから、片峯市長が教育長時代から新体育館ですと。あれは扱っても仕方がないというようなことを発言して、まわりがその気になってしまったじゃないんですか。それをずっと聞いてるわけです。これを、検討委員会で第1と第2しか扱ってないというんだったらね、第1と第2の比較の検討とかいうのはどうなるんですか。第1、第2を対象所にした。その評価はどうしてるかっていうことですよ。もう1回言おう。あなた方の立場に立てばね、颯田体育館廃止するんでしょう。もう廃止してるんでしょう。条例上も廃止してるんでしょう。まだしてない。でも廃止方針なんでしょう。穂波武道場もそうでしょう。もう一つ何だ。颯田武道場もそうでしょう。あなた方が廃止と決めているものを新体育館との関係で比較検討するためにわざわざ3つ出すというのは意味がわからないわけ。

○委員長

これは資料要求じゃなかったとね。

○川上委員

こういう資料の出し方はおかしくないかということ聞いてるわけですよ、資料要求であったとしても。おかしくない。もう今後、市の条例で位置づけて活用しようというふうに考えてないものを比較対象の中に入れるという意味がわからない。どういう意味ですか。

○健幸・スポーツ課長

今回、この資料の中で6施設記載いたしております。今回、新体育館を建設するに当たりまして、何でも説明をさせてもらっておりますけども、財源としては最適化債を活用を考えております。それに伴いまして、それはどういうふうな、どこの施設をどういうふうに集約するかということになるかと思っております。それがこの6施設になりますので、こういう形での整理をさせていただいているところです。

○川上委員

あなた方はもう、あなた方からすればよ、廃止って決めている物を対象に入れるほうがおかしいでしょう。おかしくないですか。

○健幸・スポーツ課長

今回、新体育館建設に当たりましては、先ほど言いましたこの6施設を集約するという考え方で体育館を建設するというふうに考えております。ただし新体育館を建設しないということであれば、このそれぞれの施設を改修する必要が出てこようかと思っております。そのためこういう形の資料の整理をさせていただいているところです。

○川上委員

私は、比較の中から下の4つを除いた、6施設ではなくって2施設で比較するのが、審査する上では必要かと思えます。少し整理し直したほうがいいかなと思ってます。

○委員長

ご意見だけでよろしいですか。

○川上委員

はい。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

ほかに質疑もないようでございますので、次に――、どうしましょかね。(発言するものあり)行きましょかね。ほかに質疑はないようでございますので、次に地方卸売市場に関して、「新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザルの進捗状況」について、執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザルの進捗状況についてご説明いたします。

新地方卸売市場につきましては、3月議会において、飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の議決をいただき、附属機関であります飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会を設置いたしました。この選定委員会を4月20日に開催しまして、飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定プロポーザル実施要領等についてご審議いただき、公募型プロポーザル方式により建設設計者を募集しているところでございます。

募集公告を5月9日に行いまして、参加表明等の受付期間を5月9日から6月8日まで、技術提案書の受付期間を6月15日から7月3日まで、第2回目の選定委員会となります1次審査を7月13日とし、第3回目の選定委員会となります2次審査を7月31日にて、設計者を選定することとしております。

先ほどスケジュールを説明させていただきましたとおり、参加表明書の受付期間が6月8日であり、3者から参加表明がなされておまして、7月13日の第2回選定委員会の開催に向けて事務を進めているところでございます。以上、簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場建設設計者選定プロポーザルの進捗状況についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、地方卸売市場に関する質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

卸売市場については、移転方針を決める時期を前後して、福岡県魚市場が撤退するというところで、来年の3月には撤退ということのようではございますけれども、そここの話し合いはもう3月で終わってしまったのか、お尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

新たな施設の建設に関しましては、それ以来協議はしておりません。

○川上委員

建設の問題ではなくて、会社の問題ですよ。この株式会社と3月に、市長、副市長と会われたでしょう、向こうの社長と。それ以降、もう縁が切れてるのかと、考え直してくださいとか言っていないのかということを知りたいです。

○農林振興課長

今ご質問いただいた件につきましては、3月の退場届け出た後、会社のほうにはそういったお話しはしておりませんが、この先、筑豊市場のほうに組合さんが行かれますので、その辺の話につきましては協議することがあれば協議をさせていただくということで、協議をさせていただきたいとは申し入れております。

○川上委員

退場は認めるが、その後のことについては話し合いをしたいということなんですかね。そうしたら、市として魚市場は必要だと、魚市場は必要だという判断だったわけですから、当然ながら、その株式会社が撤退するというのであれば、ほかの会社どうなのかという相談をしてしかなければいけないけれども、ほかの会社との協議があつてるのか、あつてないのか、お尋ねします。

○農林振興課長

その辺につきましても、買受人さん、地域の魚屋さんですけども、ここから成る商業協同組合、こちらのほうとも協議をしておりますけれども、今現在、組合として、筑豊市場のほうに全員、組合として何うということ、向こうのほうに入るといって調整をされておりますので、今言われましたようなことについては、協議は今現在はいたしておりません。

○川上委員

市長は協議してないんですか、このことについて。いわば第2プランについて協議してないんですか。

○市長

今の担当課のほうで説明しましたとおり、会社とそして組合の方といらっしやって、その中で動いていますので、勝手に別の会社のほうに私が相談をするようなことはもちろんいたしておりません。

○川上委員

いや、市長が組合と協議した上でね、そういう第2、貢献してもらえそうな会社に協議をしていないのかと聞いたんですよ。勝手にやったかとか聞いてないですよ。

○市長

いたしておりません。

○川上委員

これは今からでもね、組合とよく協議をして、別の会社だめなのかどうなのか協議していく値打ちはあるんじゃないですか。少し考えてください。可能性ありますよ。

○市長

その点について、私も率直にそのような考えに至ったこともありましたので、組合員さんと会社の関係を考えて、別の、例えば福岡のある一定の大手の会社が来たときに、その組合さんとの関係で新しくできるというような方法はないのかについて勉強しましたが、これまでの関係、そして横どうしの関係等もあって、そのようなことはもう極めて難しいというような結論に至っておりますので、今ご指摘のような動きはしておりません。

○川上委員

結論に至ったというのは組合との話という意味ですか。それとも、そういうふうに分で考えたということをおっしゃっているんですか。そうしたら、今の組合の方たちとの、何とかな、共感とか同意が一番重要だけでも、もともと飯塚市としては撤退してもらいたくないって言ったわけですから、それを撤退するというわけでしょう。そうしたら飯塚市としては困るという立場から言えば、組合と相談して合意があるならば第2プランを頑張ってみるという責任はあろうかと思えますけど。組合との合意とか共感が必要ですけどね。だから、私は片峯市長が勝手な動きはできませんのでということで、もうやめたってところから一歩抜けて、勝手な動きはだめでしょうけど、組合とよく相談して、市長として、一汗かきたいということで、役割を果たそうとする行為はあってしかるべきだと思いますけど。やめたと言わないで、やってみようかという条件づくりが重要で、それとの関係で言えば、施設についても少し考えながらでないと状況が変わるかもしれない。市長はその辺どう考えられますか。

○農林振興課長

退場後といいますか、退場の前からも大体その話をつかんでおりましたので、こういうことになるかもしれないことは議会のほうでもいろいろとご答弁させていただいております。退場届出た後につきましても、組合さんのほう、執行部になりますけども、組合役員さんたちと話をさせてもらっております。今の現状を言いますと、福智町の筑豊市場のほうを組合のほうとも飯塚の組合のほうを話をしております、その中で、飯塚の組合として行くということで、今、組合のほうを調整しておりますので、今、議員が言われますようなことにつきましては協議はいたしていないのが状況でございます。

○川上委員

組合がそういう努力を始めているということのようですので、それは飯塚市として、それを支援する、場合によっては市としての役割を市長が果たしていくという場面もあろうと思えますので、それとの関係で、今の施設どうするのかということをお考えおかないと、お願いしている割にはあなたが入るところありませんというようなことでは具合が悪かろうと思えます。優先的に第2プランのほうを組合と相談して、共同して仕事をする必要があるんじゃないかと。これ急務かというように思います。これ意見述べて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。これをもちまして、経済体  
育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。